緊急要請

令和 6 年 1 月 18 日

会員各位

公益社団法人福島県トラック協会
専務理事　田母神　正広

飲酒運転防止の徹底について（再）

標記の件について下記のとおり飲酒運転が発生しました。当協会会員事業所から今年度 3 度目の飲酒運転が発生し憂慮すべき事態になっております。

【運輸支局から提供された情報】
事故発生日⇒令和 6 年 1 月 11 日午後 1 時 20 分頃
事故概要⇒福島県内に営業所を置く会員事業者の大型タンク車が上記時間に山形市荒楯町の片側 2 車線国道において乗用車に追突し、乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後、大型タンク車の運転者の呼気から 0.15mg/l を大幅に超えるアルコールが検知され、酒気帯び運転の疑いで警察に検挙された。

飲酒運転の防止については「事業用自動車総合安全プラン 2025」において飲酒運転ゼロを目標に掲げ、本部並びに支部活動の中で様々な取り組みを実施しているところですが、会員事業所の運転者が今年度 3 度目の飲酒運転が発生したことは誠に遺憾であります。

トラック運送事業は国民生活・経済の安定に不可欠な存在であり会員事業者の皆様には日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転が相次いで発生していることは業界に対する信頼の失墜に繋がることが懸念されます。

今回の事案は昼の時間帯にアルコールが検出されたことに危機感を持っております。①乗務前点呼に問題はなかったか？②運行途中でアルコール摂取したのか？③当該運転者の飲酒習慣の把握は？いずれも今後の検証で明かになると思いますが「飲酒運転は犯罪です！」

会員事業者の皆様におかれましては飲酒運転防止の徹底について改めて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

○担当部署⇒適正化事業部（小野）℡024-558-7755（ガイダンス 2）